

午前10時29分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第8号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

○総務文教委員会委員長（黒木愛一郎君） 総務文教委員会が、去る3月6日の本会議において付託を受けました議案は、議第13号平成18年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分外7件であります。3月10日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第13号平成18年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分についてであります。

消防本部関係では、消防装備用備品費として、年次計画において18年度は空気呼吸器10基、AED6基、そのほか山岳及び水難の救助資器材、新採用職員の防火衣服及び消火用ホース等を購入する経費であり、また浜町出張所建てかえに要する経費として、これは昭和33年に建築され、老朽化が進んだことによる新築工事に伴う実施設計の予算を今回計上するものである等々の説明に対し委員より、空気呼吸器については予算を前倒ししてでも必要な数を確保し、消火活動の万全を図り、市民の生命と安全を守るよう今後も全力で取り組んでほしいとの要望がなされました。

国体開催事務局関係では、国民体育大会に要する経費のうち、実施設計等委託料については、北浜ヨットハーバーに艇庫を建設するための実施設計委託料及び青山プール整備工事に伴う設計管理委託料であり、市営青山プール整備工事費については、国体開催に向け青山プールを総合的に整備するための経費であり、整備概要については、管理棟、観客席、50メートルプール、飛び込みプール、25メートルプールの改築や、新たに観客席に屋根を設置するなどの経費である。この設計実施の策定に当たっては、県・市の水泳連盟や教育委員会、学校現場と十分協議し要望等を取り入れた計画となっているとの説明がなされました。

職員課関係部分では、職員研修に要する経費として、本年度中に策定する「別府市人材育成基本方針」に基づき、長期的な視点で職員一人一人の能力・資質の向上を図ることを目的とするものであるとの当局説明に対し委員より、この予算で専門職員等の養成が可能であるのか甚だ疑問である。職員の能力及び資質の向上を図るための方策について今後も研究を重ね、その実現に向けて鋭意努力してほしい旨の要望がなされました。

広報広聴課関係部分では、広聴事務に要する経費として、ふれあい談話室における「市民相談」に伴う委託料等々であるとの当局説明に対し委員より、市役所内での「市民相談」も結構なのだが、今後いろいろな場所での「おでかけ市民相談」もぜひ検討してほしいとの要望がなされました。

次に、教育委員会関係部分であります。

教育総務課関係では、小学校の施設整備に要する経費として、建物の老朽化に伴う境川小学校南教室棟大規模改造工事について、総事業費は1億4,870万円、規模は鉄筋コンクリートづくり3階建て1,198立方メートルである。また各小学校の補修工事費として7,000万円を、その他として、昨年度より実施しているが、今年度は石垣・大平山・境川・南立石・上人の各小学校の校長室、職員室、事務室にエアコンを設置するための予算として2,031万8,000円を計上したとの説明に対し委員より、各学校の図書館にも子どもたちが快適な環境で勉学に励めるよう早急にエアコンの設置をしてほしい旨の要望がなされました。

学校教育課関係では、別府市学校いきいきプランに要する経費について、平成16年度まで国の緊急雇用制度で、多動や障がいのある児童・生徒に、よりきめ細かい対応をするため、これに対する国庫補助制度が廃止となったところであるが、障がいのある児童・生徒の保護者、学校現場、学校関係者等より事業継続の強い要望があり、17年度に引き続き18年度も10人分の予算を計上するものであるとの説明がなされました。

スポーツ振興課関係では、実相寺サッカー競技場人工芝借上料について、平成18年度から平成28年度までの120カ月で計上するものであり、これは公共工事としてではなく民間事業者とのリース契約により120カ月の割賦方式で支払うものであるとの当局の説明に対し委員より、実相寺サッカー競技場が人工芝の敷設などでリニューアルされることであるが、このサッカー場並びに国体開催時における青山プール及び新野球場においても駐車場の整備が緊急の課題であるので市長部局並びに教育委員会が連携して、この解消に向けて最大限の努力を図ってもらいたい旨の要望がなされました。

その他、当委員会に所属する各課の説明がなされましたが、議第13号平成18年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分を採決するに当たり、その一部に反対である旨の意思の表明がなされ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号議決事項の変更についてであります。これは経営再建支援策の一環として株式会社扇山ゴルフ場に貸し付けている市有地の貸付期間及び貸付料を変更するためであり、貸し付け期間については平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間であり、貸付料は平成17年4月1日から平成18年3月31日までは年額1,800万円とし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までは無料とするものである。また扇山ゴルフ場における最近の経営状況として、プレー料金の値下げを行った結果、2月分の集計では入場者数は2,502人で前年対比1,282人の増、収入については1,293万3,000円で461万円の増収であった等々の当局説明を了とし、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第18号平成18年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第28号別府市職員厚生会に関する条例の一部改正について、議第29号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、議第30号別府市手数料条例の一部改正について、総務文教委員会関係部分、議第36号別府市消防団員等公務災害補償条例及び別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第39号別府市速見地域広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての、以上6件については当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案8件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇）

○観光経済委員会委員長（野口哲男君） 観光経済委員会は、去る3月6日の本会議において付託を受けました、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分を初めとする委員会所管の議案について、3月10日及び13日の2日間にわたり委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その審査の概要について簡単に報告をいたします。

初めに、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

「全国さくらシンポジウム・イン・べっぶ」開催補助金については、本年4月3日、4日に温泉まつりの協賛事業としてビーコンプラザを中心に開催されます「全国さくらシンポジウム」が、今回で25回目を迎え、九州では初めての開催となり、参加人員1,000人を目標とした事業であるとの説明に対し、本事業の開催については、別府観光をPRする上

においても大変意義深いものであり、できるならば費用の追加負担等も考慮し、より支援の輪を広げていただきたいとの要望がなされました。

次に、別府観光誘致受入推進協議会負担金に関して、委員から、この協議会には数多くの組織が加入しており、活動の内容については類似・重複する点が多々見受けられるところから、この際、組織の統合整理が行えないのかとの質疑がなされ、指摘されたことは十分に認識しており、今後、集約母体を確たるものとするため、商工会議所や観光協会を交えた協議機関の設置も考えており、それも踏まえた意味合いで平成18年度からは市の職員を観光協会に派遣し、観光協会の体制強化のため協力することに意を注いでまいりたいとの答弁を了とした次第であります。

続きまして、消費者啓発講師謝礼金について。これは年々悪質商法の手口が巧妙化し、高齢者等を中心に被害が増加していることにかんがみ、被害を未然に防止する上からも、啓発活動が重要と考え、消費者生活講座講師派遣制度を実施しようとするものであり、市内の各団体が開催する消費者生活講座へ派遣する講師に対する謝礼金及び交通費を予算計上した。平成18年度には12回以内の開催を予定しており、講師については、消費生活相談員等の有資格者をお願いしたい旨の説明がなされました。

これに対して委員から、本制度は高齢者のみを対象としているのか、また啓発の方法、さらに講座に参加できない市民への対応等は考慮されているのかとの質疑があり、当局から、本制度については特に年齢的な制限は設けていない。啓発方法については、今後とも市報やインターネット等を活用し、周知を図ってまいりたい。また、市民一人一人への対応については、従来より商工課に相談窓口を配置し、毎週火曜日と木曜日の午後から相談に応じている。さらに昨年12月には、悪質商法対策の市民向け啓発ビラを自治会を通じ戸別配布したところであるとの説明がなされ、これを了といたしました。

その他、所管する関係各課からの詳細なる説明がなされ、最終的に議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第20号平成18年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算については、近年の消費動向の減少に伴い、公設卸売市場の取扱高も年々落ち込んでいるように見受けられるが、その要因をどのようにとらえているのかとの質疑に対し、漁業者や農業生産者の高齢化が進行する中で、後継者の育成が追いついていないことに加えて、最近の食生活の変化に伴い、小売店等において「パック詰め」食品が多量に出回り、市場の取り扱い商品の購入が伸び悩んでいること等が大きく起因しているのではないかとと思われるとの答弁がなされ、最終的に、議第20号平成18年度別府市卸売市場事業特別会計予算を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

続いて、議第15号平成18年度別府市競輪事業特別会計予算では、現在、進捗中の別府競輪場施設の改修にかんがみ、新しい施設のPRについては完成前からスタートさせることにより、ファン層の拡大に資するべきであるとの意見、また車券発売窓口の柔軟な対応による雇用調整を図るとともに、今回の施設の更新時期にあわせて競輪事業の健全な経営に向け努力を払っていただきたいとの要望がなされたところでもあります。

また、さきに溝江建設から訴訟を起こされた裁判の見通し等がただされましたが、最終的に本予算を妥当と認め、議第15号平成18年度別府市競輪事業特別会計予算については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第22号平成18年度別府市温泉事業特別会計予算及び議第23号平成18年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算の以上2件については、いずれも当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

さて、議第44号複合商業施設の立地に関する協定についてであります。

楠港埋立地につきましては、平成2年の公有水面埋立申請時に商業施設用地の目的で市議会の議決を経て、平成4年5月に埋立造成工事が完成して以来、当該地の有効活用をめぐり種々議論が重ねられ今日に至っております。この間、平成12年に策定された別府市中心市街地活性化基本計画において複合的な開発による交流・宿泊拠点としての整備が示され、これを受け、平成16年に入り全国に誘致企業を募集した後、「楠港埋立地誘致企業選定委員会」を立ち上げ、同委員会の審査を経て誘致企業が選定されたところでありますが、その後における今日までの経過は関係各位すでに御案内のとおりであります。

去る3月2日の本会議では、この企業誘致は、多くの雇用を創出し、観光再生、商業の活性化に必ず寄与するものと確信するものであるとして、議案の提出に至った旨の説明がなされました。3月6日から3月8日までの4日間にわたる議案質疑及び一般質問における論戦では、複合商業施設の誘致の是非について、さまざまな角度から指摘や意見の開陳がなされてきた次第であります。

これを受けて、3月13日開会の委員会では、既存の小売業者への影響を考えると、中心市街地が活性化するどころか、かえって疲弊を招くのではないかの懸念の声が聞かれるとの意見、また誘致企業が示しているテナント入居や雇用、またワンコインバス、さらに第2期計画におけるシネマコンプレックス等の立地プランについて種々論議が交わされたところであります。

その後、委員から、本件の審査については、市民の間でも大きく意見が分かれており、また住民投票条例の制定も求められていることから、慎重な判断を必要とするため、審査を延期すべきとの動議が提出されましたが、この動議の妥当性をめぐり一たん委員会を休憩し、取り扱いについて慎重に検討を重ねるべく、全国市議会議長会に問い合わせたところ、単に審査延期を目的とする動議であれば、会期がまだ残されていることでもあり、妥当と思われるが、今会期において結論を出さない旨を含む動議であれば、本会議から議案を付託された委員会においては、議案を審査し結論を出すことが責務であることからして動議としての適格性を欠くとの見解でありました。

そのことを踏まえてさらに議論を重ねたところ、委員から、委員会の使命は付託をされた議案に対する表決を行うことこそが最大の務めではないのか等、疑問を呈する意見が述べられた次第であります。最終的に本動議について採決を行った結果、賛成者多数をもって議案の審査を延期することが決定された次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、観光経済委員会の委員長報告とさせていただきます。(拍手)

○議長(永井 正君) 厚生委員会委員長。

(厚生委員会委員長・萩野忠好君登壇)

○厚生委員会委員長(萩野忠好君) 委員長報告をさせていただきます。

厚生委員会は、去る3月6日の本会議において付託を受けました議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分外17件につきまして、3月10日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

最初に、市民課及び各出張所関係部分であります。

当局の説明に対し委員より、近隣の自治体では郵便局などで住民票などが受け取れるサービスが始まっている。また先進的な都市圏の自治体では、コンビニエンスストアでの交付や自動交付機の導入もされているとも聞く、今後、出張所の統廃合なども視野に入れ、研究を進めていってほしいとの要望がなされたところであります。

議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分、議第30号別府市手数料条例の一部改正について関係部分及び議第40から43号事務の委託の協議について、それぞれ採決の結果、いずれも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に保険年金課関係部分は、平成12年の介護保険制度開始に伴い、国保加入者の40歳から64歳の対象者に国保税の介護税部分を負担していただいているが、昨今の介護サービスなどの大幅な伸びにより赤字が発生し、この数年その赤字分を徴収率の向上、医療費分の基金の取り崩しによる補てんで賄ってきたところである。しかし、それにも限界があり、今回平成17年度決算見込みで算定された赤字額の半分を国民健康保険税の介護税部分の税率などの改定による増額で充て、残額を基金の取り崩しで補てんする方針とした。厳しい経済情勢の中、国保加入者の方々に負担増をお願いするのは甚だ心苦しいが、何とぞ御理解をいただきたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、介護保険の導入以来、これまで公的機関が措置として行っていたものが民間の介護サービスに置きかえられたため、一部適正さを欠くサービスがなされ費用の増大を招いた結果、加入者の負担増になるといった構造になっているのではないかと反対の意見も表明されましたが、最終的に議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分、議第14号平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計予算及び議34号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、それぞれ採決の結果、賛成多数により、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に人権同和教育啓発課関係部分では、当局の説明に対し委員より、人権問題が解決されているという指標はどのようにしてはかるのか、また特定の団体に対する補助金の見直しはどのようにするのかとの質疑に対し、当局より市民意識調査を5年ごとに行い基本計画に反映させていきたい。また補助金についても他の団体との整合を図るよう協議してまいりたいとの答弁がなされました。続いて委員より、通常の職員研修とは別に課内で人権問題に対する詳細な職員研修を行うこと。また、今後運動団体の統合などについても協議してもらいたいとの要望がなされました。以上を踏まえ、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分は、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に環境安全課関係部分では、当局説明に対し委員より、河川の水質を調査して現在別府市では問題ないと言うが、実際その河川が流れ込む別府湾の水質は生活雑排水により汚染がひどいとも聞く、実態調査をして監視してもらいたいとの要望がなされました。また委員より、国民保護協議会関係の議案に対して反対の意思表示もなされました。

最終的には議第16号平成18年度別府市交通災害共済事業特別会計予算については、採決の結果、全員一致をもって、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分、議第26号別府市国民保護協議会条例の制定について及び議第27号別府市国民保護対策本部及び別府市緊急対処事態対策本部条例の制定については、それぞれ採決の結果、いずれも賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて清掃課関係部分では、当局説明に対し委員より、今年度始まる清掃車の広告事業について、募集については積極的に働きかけ当初の目標を達成できるように努力していただきたい。また広告を掲載すると以前よりも注目を浴びることにもなり、広告主に失礼に当たらぬよう清掃車の汚れにも注意していただきたいとの要望や、春木苑のし尿処理については、昨今ほかの自治体でも取り組まれているバイオ化学を活用した、し尿処理も検討していただきたいとの意見が出されました。以上を踏まえ、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分は、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に児童家庭課関係では、当局説明に対し委員より、昨今の少子化対策として別府市が独自に行っている児童館事業や出前保育などは、地域に根ざした活動として大いに評価しているが、その際、児童の安全対策や運営を行うための予算措置などは現場の実情をよく聞き取り進めてもらいたい。また、現在進められている保育所再編計画についても、民間移管後の雇用の確保やサービスの低下を招かぬようバランスのとれた職員の配置を行い、児童・保護者が安心して利用できるように努めてもらいたいとの要望がなされました。

以上を踏まえ、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分は、採決の結果、全員一致により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて高齢者福祉課関係部分では、当局説明に対し委員より、高齢者の健康増進プログラムは大変評価できるものであり、実効も上がってきていると聞く、今後はそのインストラクターの養成などにも力を入れてもらいたい。また、バリアフリーの推進について、公共施設や大型施設の計画に今ある県の指針に加え、市の福祉担当課や福祉団体の意見を取り込めるような仕組みづくりを検討してもらいたいとの要望がなされました。

以上を踏まえ、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分は、採決の結果、全員一致により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に介護保険課関係部分では、当局説明に対し委員より、介護保険被保険者の負担増の総額について質疑がなされましたが、説明を了と認め、最終的に議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分、議第24号平成18年度別府市介護保険事業特別会計予算及び議第35号別府市介護保険条例の一部改正については、それぞれ採決の結果、いずれも賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて保健医療課関係部分では、当局説明に対し委員より、今回の条例改正による医療費の負担増の総額について質疑がなされましたが、説明を了と認め、最終的に議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分、議第21号平成18年度別府市老人保健特別会計予算及び議第38号市有地の貸し付けについては、それぞれ採決の結果、いずれも全員一致により、また、議第31号別府市母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議第32号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてそれぞれ採決の結果、いずれも賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、社会福祉課及び障害福祉課関係の議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分及び障害福祉課関係の議第33号別府市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、当局説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、いずれも全員一致により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・嶋 幸一君登壇）

○建設水道委員会委員長（嶋 幸一君） 建設水道委員会は、去る3月6日の本会議において付託を受けました議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分外3件について、3月10日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

土木課関係部分では、平成20年開催予定の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に向けた道路リフォーム事業についての質問がなされました。

当局より、地方道路整備臨時交付金事業であり、県と協議をし、平成18年度、19年度の2カ年で野口原サッカー場やべっぷアリーナなど会場となることが予定されている競技場や駅、またその周辺など人通りが多く見込まれる場所を中心に整備を進める計画であるとの答弁がなされましたが、これに対し委員より、バリアフリー等インフラ整備の全体計画や進捗状況が見えない。エリアごとに整備計画を策定するなど、具体的な年次計画を示してほしいとの要望がなされました。

次に都市計画課関係部分では、「餅ヶ浜地区海岸整備事業」について、オリアナ栈橋をつり栈橋や海上散策路として活用するなどの構想を描いているとの説明がなされ、これに対し

委員より、整備地区周辺の交通センター内には、県の物産館もあり、同地区を「道の駅」のように活用するなど、国土交通省や県と周辺整備も含めた協議を行ってほしいとの要望がなされました。

続いて建築指導課については、耐震偽造問題について質問がなされ、これに対し当局より、国が2月をめどに中間報告をまとめ、閣議決定をする予定であり、それにより国や県より指示があるのではないかと考えている。また建築物の耐震化について、耐震改修促進法施行後、1年以内に県が耐震改修促進計画を策定予定であり、国・県の動向を見きわめながら、改修の補助制度などを含めて本市独自の耐震改修促進計画を策定したい。さらに、老朽化した建築物の耐震改修の進捗状況について、資金面の問題もあり進んでいないのが実情であるとの説明に対し、委員より、安価でできる耐震改修の方法等をPRするなど、耐震改修の促進に努めてほしいとの要望がなされました。

次に、総合体育施設建設室関係部分であります。新野球場供用開始後の交通渋滞や駐車場数について強い懸念をいただいている。すでに実相寺周辺はスポーツゾーンとしての形態をなしており、交通アクセスを含め、エリア全体に対する総合的な整備計画が必要なのではないかと指摘がなされた次第であります。

このほか、公園緑地課及び建築住宅課並びに下水道課関係部分についても、るる質疑がなされましたが、委員より建設部に対し、整備後の施設などの管理方法について、必要に応じ関係条例等の整備を行うこと。担当課以外の職員も外勤時に市有施設をチェックするなど、整備した施設が最大限生かされるような管理体制を構築すること。市全体で連携を図り、効率のよい事業の推進を目指すこと。将来を見据えた用地取得など、的確な判断、迅速な対応に努めることなどの意見や要望が上げられましたが、最終的に議第13号平成18年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議第19号平成18年度別府市公共下水道事業特別会計予算について、委員より、整備区域を堅持しないで、合併浄化槽との併用も含め、現実に即した下水道事業を進めてほしいとの要望がなされましたが、採決の結果、議第19号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議第25号平成18年度別府市水道事業会計予算についてであります。

職員の手当がたびたび議会で取り上げられているが、現在の社会情勢に合った適切な手当のあり方を考え改善していくべきだとの指摘、さらに、厳しい社会情勢のときこそ市民や議会から指摘されるのではなく、労使協調し、諸問題についてみずから考え解決していくべきだとの意見がなされました。その他、現行の水道局事業収入以外に利益を上げる方法など調査・研究をしてほしいとの要望がなされましたが、最終的に議第25号平成18年度別府市水道事業会計予算については、原案のとおり全員異議なく可決することに決定をいたしました。

最後に、議第17号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計予算であります。

楠港埋立造成地整備について、当局より、株式会社イズミの景観に配慮した設計変更に伴い、漁業関連施設用地に建設予定地が一部かかることになり、用地内にある漁業関連施設の事務所と倉庫を移転しようとするものであり、使用者の大分県漁業協同組合別府支店に内諾を得、株式会社イズミと協議の結果、施設の解体撤去費及び再築に伴う設計費並びに工事費を同社が拠出するというところで協議が整ったとの説明がなされました。

これに対して委員より、議第44号複合商業施設の立地に関する協定についてが否決された場合の予算の動向について質問がなされ、これに対し当局より、「協定書」の第13条に効力の発生についての条項があり、議第44号が可決されなければ企業誘致に関連する予算は執行されないものと考えており、このことは大分県漁業協同組合へ説明し、内諾も得てい

るとの説明がなされました。

この当局説明を了とし、議第17号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計予算については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（24番・泉 武弘君登壇）

○24番（泉 武弘君） 私は、議第25号平成18年度水道事業会計予算の中、特殊勤務手当2,136万6,000円、議第17号海岸整備事業特別会計、楠港埋立造成地整備に要する経費1億176万7,000円に、反対の立場から討論を行います。

最初に、水道局の特殊勤務手当について討論をします。

職員には、各種の手当が支給されています。その種類は扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、住居手当、期末手当、管理職手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当、僻地手当、退職手当の14種類があります。

水道局では、このほかに6種類の特殊勤務手当が支給されます。その種類は企業手当、未収金手当、危険手当、停水手当、年末年始手当、交代制勤務手当となっています。

その中身を見ますと、企業手当として1,938万6,000円が84名の職員に1人当たり年間23万786円支給されます。次に未収金整理手当93万4,000円が10名に1人当たり9万3,400円支給されます。危険手当36万円が7名に、1人当たり5万1,429円支給されます。年末年始勤務手当8万6,000円が22名に、1人当たり3,909円支給されます。交代勤務手当36万円が6名に、1人当たり6万円支給されます。年間1人に支給される特殊勤務手当の合計は25万4,357円にもなります。そして84名の合計が2,136万6,000円となっています。金額の問題もありますが、このような特殊勤務手当が法律や条例で支給することができるのか。また、支給する根拠となっている特殊勤務の実態があるのか、述べていきます。

84名の職員に支給する企業手当という制度は、水道局に働いているから特別に手当を出す制度です。職員は試験を受け、水道局職員として配属されたものです。試験を受け採用された職員が水道局で働くことに対して特別に手当を出すことは、許されることではありません。

次に、未収金手当を見ていきます。この手当は、水道料の未収金整理のために支給されるものです。水道料の支払いは85%が口座振込で、残る15%が自主納付となっています。この仕事には10名が従事していますが、全員が集金に出向くのではなく、電話での集金も行われています。水道料の未納があれば集金するのは当然で、そのために給料が支給されており、このような仕事に特別の手当を支給することは許されません。

次に危険手当を見ていきます。この手当は、常時危険な電気業務に従事する職員及び水質試験業務に従事する職員に対して支給されます。電気取り扱いの危険業務は、すでに高圧電気の取り扱いを九州電気保安協会に委託しており、危険な高圧電気取り扱いの仕事はなくなっており、支給する根拠がありません。また水質検査を水道局職員が実施するのは当然で、その仕事は給料として支給されています。

年末年始手当では、時間外手当と重複しており、手当を重複して特殊勤務手当として支給することはできません。

給水を停止する仕事に従事する職員に、停水手当が支給されます。給水開始や停水は職員の仕事で、給料の中に含まれており、特別に手当を支給することは許されません。

市長部局では、滞納整理の仕事に多くの嘱託職員が従事していますが、これらの嘱託職員には特別の手当は支給されていません。

交代勤務手当は、夜間勤務などの交代勤務に従事する職員に支給されますが、すでに夜間勤務手当が支給されており、交代勤務のために特別手当を支給する根拠が存在しません。

これらの特殊勤務手当を見ると、支給する根拠のないもの、給料に含まれているもの、勤務実態のないもの、重複して支給されているものなどがあります。企業手当は、県下で別府市と大分市だけ支給されていますが、大分市は21年度には廃止の見通しです。

私は、これらの特殊勤務手当の廃止を何度も強く求めてきましたが、いまだに廃止されていません。例え私一人でも、このような予算を認めるわけには絶対にまいません。なぜなら、このような特殊勤務手当は、市民が利用する水道使用料を財源として支給されているからです。職員に特殊勤務手当を支給するほど財源に余裕があれば、水道料金の値下げにこそ取り組むべきです。私は、信念を持ってこの予算に反対します。例え皆さんが賛成しても、決してこの特殊勤務手当問題はあきらめないことも申し上げておきます。

次に、海岸整備事業特別会計、楠港埋立造成地整備に関する経費1億176万7,000円に、反対の討論を行います。

この予算は、株式会社イズミ誘致に関連しての予算で、工事請負費、設計委託料、測量委託料など1億176万7,000円です。私は、株式会社イズミ誘致そのものに反対をいたしていますので、この予算は認めるわけにはいきません。執行部は、株式会社イズミとの立地協定が議会で認められなければ関連予算を執行しないと説明していますが、執行できない予算を上程すること自体に予算編成上の問題があります。この予算編成でもおわかりのように、株式会社イズミ誘致の立地協定、関連予算などすべてにおいて、私が納得できるものは何もありません。執行部が予算編成や議案の提出をするときは、科学的な根拠や客観的なデータに基づき行わなければなりません。しかし、株式会社イズミ誘致問題では、最初から最後まで、なぜ今、大型店が別府に必要なのか、大型店誘致で活性化ができるという根拠は最後まで示されないままでした。

市長は、大型店さえ誘致すれば活性化ができるという幻想を抱いています。別府市が先頭に立ち、みずから旗を振り、北浜地区の商業活性化に取り組み、観光会館をつぶし、北小学校まで移転させ進めた開発も、別府商業観光開発公社の経営悪化でコスモピアを42億円でトキハに買い取ってもらい、地元銀行の協力で何とか26億円の不渡りを避けることができたという、苦い経験を別府市はしています。

市長、小売業の実態をよく見て、一日も早く大型店誘致を白紙に戻してほしいと強く要望いたしておきます。浜田市長の政治運営には、政治課題の把握、それに基づく政策立案、予算化、執行、そして事後の行政評価などをどのようにしているのかなどが、全く見えてきません。執行部は、予算編成や議案提出の問題や重要性を真摯に受けとめるように求めます。

議員の皆さん、水道局の特殊勤務手当や海岸整備事業の株式会社イズミ誘致関連予算については、どのように皆さんは判断されますでしょうか。私は、職員厚生会の特別待遇について取り上げたとき、皆さんの中にはいろいろな御意見がありました。しかし、18年度の予算では、その大部分が解決しています。

皆さんは、今、水道局の特殊勤務手当や株式会社イズミに関連する楠港埋立造成地整備の予算と向き合っています。市民の理解が絶対に得られないこの予算に、皆さんがどのような判断を下すか、市民は冷静に見ています。市民の負託を受けた議員として懸命な判断をしてくださることを期待して、私の反対討論を終わります。（拍手）

（14番・野田紀子君登壇）

○14番（野田紀子君） 日本共産党議員団を代表しまして、次のとおりの議案に反対の立場から討論を行います。

議第13号平成18年度別府市一般会計予算、議第14号別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第17号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計予算、議第24号別府市介護保険事業特別会計予算、議第26号別府市国民保護協議会条例の制定について、議第27号別府市国民保護対策本部及び別府市緊急処事態対策本部条例の制定について、議第31号別府市母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、議第32号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、議第35号別府市介護保険条例の一部改正について、申し述べます。

国の三位一体の改革で地方交付税1億9,000万、その代替財源である臨時財政対策債1億など、3億近い減額になっております。平成15年度決算では、地方交付税99億、18年度は地方交付税、臨時財政対策債合わせて78億、3年前と比較して21億の減額になっております。このような国の地方いじめの予算の結果、市は財源不足を補うためにやむなく基金8億を繰り入れております。国からの財源減額と反対に、市民税は約3億6,000万の増収が見込まれております。これは老年者控除の廃止、定率減税の廃止など、国の増税政策によるものです。市民の暮らしは、一層苦しくなるばかりです。

市民の負担増は、このような市民税だけではありません。第24号議案、第35号議案を見ると、65歳以上の介護保険料が約2億1,000万の負担増になっております。これは基準額で月額800円の値上げです。第14号及び第34号では、40歳から65歳未満の方の介護保険料の値上げで、国保税1億6,000万の負担もふえます。国の増税政策で本人課税になった人は、介護保険料、国保税も一層の負担増になるのです。この結果、市民税の増税と介護保険料、国保税の値上げで約7億から8億近い負担増を市民に押しつける予算になっております。そしてさらに加えて、医療費について31号と32号を見ますと、入院時に食費1カ月約2万3,000円程度の、今までにない新たな負担増もあります。

市民にはこのような負担を押しつけている、その一方ではむだ遣いがあります。「人権同和」と称して2団体への合計580万円もの補助金を出し、オリアナ桟橋に2,359万6,000円、さらに年に1隻か2隻の大型船が来るのみの第4埠頭に6,000万、このような予算は不要不急のむだ遣いと考えます。

さらに、ごみ収集を民間に委託する予算が出ていますが、ごみ収集は市民生活に密接な分野であり、利益を追求する民間業者では市民サービスの低下が懸念されるところでございます。

そして、26号、27号を見ますと、武力攻撃という架空の事態を想定したものです。現に国が示すこの国民を避難させる方法には、核攻撃からの避難は、帽子、手袋、雨合羽等を着用するなどという荒唐無稽なものまであります。このようなむだな努力をするより、近隣の諸国と仲よくする努力こそが必要と考えます。

以上で、反対討論を終わります。議員の皆様の御賛同を、よろしくお願い申し上げます。
(拍手)

○議長（永井 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第13号平成18年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報

告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号平成18年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号平成18年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号別府市国民保護協議会条例の制定について及び議第27号別府市国民保護対策本部及び別府市緊急対処事態対策本部条例の制定についてに対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。以上2件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、以上2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号別府市母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議第32号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上2件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、以上2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正について及び議第35号別府市介護保険条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上2件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、以上2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号平成18年度別府市競輪事業特別会計予算及び議第16号平成18年度別府市交通災害共済事業特別会計予算並びに議第18号平成18年度別府市公共用地先行

取得事業特別会計予算から、議第 23 号平成 18 年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算まで、議第 28 号別府市職員厚生会に関する条例の一部改正についてから、議第 30 号別府市手数料条例の一部改正について及び議第 33 号別府市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の制定について並びに議第 36 号別府市消防団員等公務災害補償条例及び別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから、議第 43 号事務の委託の協議についてまで、以上 20 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 20 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上 20 件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 45 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて及び議第 46 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第 45 号及び議第 46 号は、人権擁護委員として、用正真由美氏並びに井上泰行氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 45 号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 45 号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、上程中の議第 46 号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 46 号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第 3 により、報告第 1 号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第 3 号寄附受納についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第 1 号は、本市が出資を行っております別府市土地開発公社の経営状況を説明する書

類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

同公社の平成18年度の事業は、土地造成事業、用地処分事業として別府リサーチヒル用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第2号は、市道上の事故外2件の和解等につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第3号は、寄附受納の報告であります。温泉振興関係、環境安全関係、社会福祉関係、土木関係、公園緑地関係、下水道関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上3件について、御報告いたします。

○議長（永井 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上3件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承を願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書から、議員提出議案第4号道路特定財源の堅持と地方道路整備財源の充実に関する意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・市原隆生君登壇）

○3番（市原隆生君） 議員提出議案第1号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2005年版「少子化社会白書」は、04年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が1.28と過去最低を更新したことを踏まえ、わが国を初めて「超少子化国」と位置付けました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも一年早く、今年には「人口減少社会」に転じる可能性がある」と指摘しています。これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯止めがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策についてさらなる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、今や、地域や社会全体が取り組む課題であり、わが国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって国においては、さらなる総合的な少子化対策として次のような施策を講じるよう、強く求めます。

記

1. 抜本的な児童手当の拡充
2. 出産費用等の負担の軽減
3. 子育て世帯向けの住宅支援
4. 子どもを預けやすい保育システムへの転換
5. 放課後児童健全育成事業等の充実

6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる働き方の見直し
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する

平成18年3月17日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・高橋美智子君登壇）

○17番（高橋美智子君） 議員提出議案第2号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

未来の日本を背負う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県や市町村で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応を可能にするために、少人数教育をはじめ様々な施策が実施されています。特に大分県では、一昨年度より小学校1年生の30人以下学級制度を導入しましたが、対象学級の児童や保護者に非常に好評であり、大変有益であると高い評価を得ています。その歓迎ぶりは新聞にも報道されました。さらに、この制度を小学校2年生に拡大するという方針もすでに出されており、教育は大切であるという考え方をまさに具現化し取り組もうとしている本県の姿勢は、信頼に値するものであると考えます。

しかしながら、昨年11月、政府与党合意によって、06年度からの義務教育費国庫負担金については、国の負担率が2分の1から3分の1に変更されました。負担率が3分の1になったということは、地方交付税に依存する度合いが高まったということになります。三位一体改革で今後は地方交付税が重要な焦点の1つとなってきますが、「小さな政府」を標榜してやまない現政権下では、義務教育費国庫負担金削減の方向は必至と思われれます。

また政府は、公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に、教職員の人件費削減を特に強く求めています。これは、教育の重要性や水準の在り方、現在の日本がかかえる様々な教育課題などをふまえた上で議論されたものではなく、財政縮減のみの議論から出されたものであり大変遺憾です。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や、教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざる

を得ません。さらに、全国知事会や全国市長会等も要望されていますように、現在本県が進めている少人数教育をさらに拡大していくためには、財政的裏付けが必要不可欠です。

そのためには、義務教育費国庫負担制度を堅持することです。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがこの国のどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から下記の事項の実現を、強く要望いたします。

記

1. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月17日

別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣 殿

文部科学大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（16番・田中祐二君登壇）

○16番（田中祐二君） 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

日出生台演習場での在沖縄米軍の訓練拡大に反対する意見書

日出生台演習場での在沖縄米軍の訓練は、沖縄県民の米軍基地負担軽減を目的に平成十年度から実施され、今回で六回目となったが、去る1月30日、米軍は、大分県、由布市、玖珠町及び九重町でつくる「日出生台演習場問題協議会」（以下「四者協」という。）に対し、これまでの155ミリりゅう弾砲の実弾砲撃訓練に加え、小銃・機関銃の実弾を使う訓練の実施を申し入れた。

これに対し、四者協側は、地元と福岡防衛施設局とが交わした「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」（以下「協定」という。）にはない内容で訓練の拡大になり、到底受け入れられないと拒否したところである。

本来、規模拡大の歯止めとなるべき協定が軽視され、今回、米軍が協定にはない小銃・機

関銃などの小火器訓練を実施する構えを見せたことにより、県民は、将来、訓練が拡大するものではないかと危惧している。

よって、国会におかれては、地元住民を始めとした県民の安全を図るうえから、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 平成18年度の米軍の訓練に当たっては、協定の内容を米軍に十分に説明し、遵守させること。

2. 平成19年10月の協定更新に当たっては、四者協や住民の声に十分配慮し、訓練内容を拡大しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月17日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣 殿
防衛庁長官
防衛施設庁長官

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・嶋 幸一君登壇）

○2番（嶋 幸一君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の堅持と地方道路整備財源の充実に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、その整備は住民が長年にわたり熱望してきているところである。

また、少子・高齢化が進む中、活力ある地域のまちづくり・都市づくりを推進するため、安全で安心できる国土の実現を図るために、道路の整備はより一層重要となっている。別府市においては世界に誇る温泉資源の恵みにより「湯のまち・観光のまち」として発展をし、温泉文化を育て、国際交流拠点都市として先導的な役割を果たし、個性的で豊かな観光温泉まちづくりに取り組んでいます。

国においては、昨年末「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定し、道路特定財源の一般財源化を図ることを前提に議論されておりますが、道路特定財源制度は立ち遅れた我が国の道路整備推進のため、道路利用者がその利用に応じて整備費を負担する受益者負担の目的税として制度化されたもので、現在では暫定税率まで設定し道路財源を確保しているものであり、その用途は全て道路整備に充当されるべきである。

よって、国におかれましても地方部の地域振興・発展に影響が生じることがないように、福祉の向上、社会経済の発展と密接にかかわる道路整備を引き続き着実に推進するとともに、その財源として道路特定財源を確保される下記の事項について強く要請する。

記

1. 受益者負担の合理的な考えに基づく制度である道路特定財源を堅持し、一般財源化や他の目的に転用することなく、全て道路整備に充当するとともに、予算の一律シーリングを撤廃すること。

2. 地方の道路整備について、自主性・裁量性を高め、住民ニーズを反映した地域の課題に的確に対応した整備を機動的に進められるため、国道10号拡幅、国道500号及び別府挟間線等の幹線道路網の整備や鉄輪温泉地区のまちづくり・別府駅周辺地区まちづくり交付金等の規模拡大など必要な資金の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月17日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 殿

国土交通大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

先ほど、副議長・堀本博行君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。
お諮りいたします。

堀本博行君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、堀本博行君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

（入場する者あり）

○議長（永井 正君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（永井 正君） だいまの出席議員は、28人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（永井 正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

○議長（永井 正君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

（投 票）

○議長（永井 正君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（永井 正君） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番長野恭紘及び17番高橋美智子君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（永井 正君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票28票、無効投票0票。

有効投票中、

8番 吉 富 英三郎 君 25票
10番 平 野 文 活 君 3票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

よって、吉富英三郎君が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました吉富英三郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

準備のため、しばらくお待ちください。

（あいさつ準備）

○議長（永井 正君） それでは、新・旧副議長より、それぞれ退任・就任のごあいさつをお願いいたします。

〔旧副議長あいさつ〕

○旧副議長（堀本博行君） それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の3月に副議長の大任をいただきまして、この1年間、私なりに全力で副議長の職務を遂行させていただきました。この間、これまでになかった多くの体験や経験をさせていただきました。心から感謝をいたしております。

今後は、この経験を生かしてこれまで以上に市勢発展のため、また市民生活向上のために全力で今まで以上に頑張っている、このように決意をさせていただきまして、退任のごあいさつとさせていただきます。1年間大変にありがとうございました。（拍手）

〔新副議長あいさつ〕

○新副議長（吉富英三郎君） それでは、一言お礼のごあいさつをいたします。

先ほどは、議員諸氏より副議長への御推挙を賜り、まことにありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

私は、この議場にいる議員、村田長老を初めとするすべての議員、そして浜田市長を初めとするすべての吏員は、その政党またイデオロギーの違いはあるにせよ、究極の目標は、皆市民生活のさらなる向上と別府市勢のさらなる発展、これを第一義に考えてこの議場にいる、このように思っております。そういう意味からも、今後のこの議会運営そして市政運営に関しましては、先輩議員はもとより同僚議員また他議員とも十分議論を尽くす中で、この究極の目標に一步でも近づけるように頑張っていきたい、このように思っております。しかし、何分にも浅学非才の身でありますので、どうか今後ともさらなる御指導を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、就任のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（永井 正君） 市長より、ごあいさつがあります。市長、お願いいたします。

〔市長あいさつ〕

○市長（浜田 博君） 一言、お礼とお祝いを申し上げたいと思います。

堀本副議長さんにおかれましては、この1年間、清成・前議長さん、そして昨年6月に就任されました永井・現議長と、2代の議長の補佐をされながら、別府市勢の発展と市民福祉の向上に多大なお力添えをいただきました。行政を代表し、この場をお借りいたしまして、厚く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、ただいま、大多数の皆様方の御支持によりまして、新副議長に就任されました吉富議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますよう、心からお願い申し上げます。お祝いのあいさつとさせていただきます。（拍手）

○議長（永井 正君） 次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

次に、日程第6により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

2番	嶋	幸一	君
9番	黒木	愛一郎	君
10番	平野	文活	君
11番	松川	峰生	君
15番	堀本	博行	君
17番	高橋	美智子	君
20番	清成	宣明	君
27番	内田	有彦	君
31番	村田	政弘	君

以上9名の方々を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長・清成宣明君登壇）

○議会運営委員会委員長（清成宣明君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

最初に、正・副委員長の互選を行いました。不肖私、清成宣明が委員長に、松川峰生君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項

のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全会一致をもって議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上、先ほど開会いたしました議会運営委員会の結果についての御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。3月31日をもって退任されることとなりました宮＝眞行水道局長さんから、ごあいさつがありますので、お願いいたします。

〔水道局長退任あいさつ〕

○水道局長（宮＝眞行君） 議長さん初め議員の皆さん方には、貴重な時間を割いていただきまして、まことにありがとうございます。

私、今月末をもちまして、任期満了に伴いまして退任することとなりました。顧みますに、私は皆さんより大分、職員の方より遅く入りまして、27歳で別府市に奉職して32年間、それから水道局長として4年、合わせて36年間の公務員生活にピリオドを打つことになったわけですが、その間、いろいろな出来事、思い出、いろいろありますが、私にとっての一番の思い出といえますか、印象に残っているのは、中村市長時代に私が50歳で中国の烟台市に2年間派遣させていただき、大変貴重な経験を積み、個人にとっては大変いい財産となったことを今でも感謝しております。

それからもう一つ強烈に印象に残っているのは、井上市長時代に県から来られました弁護士顔負けの助役さんの仕事に対する、体を張った取り組み、この姿勢に対しては深いまだに印象に残って、私は常に肝に銘じて職務を遂行しているつもりであります。

それから、4年間の水道局のことを振り返ってみますと、私の就任する以前では、水道局の事業すべて単費で補助なしでやっておりましたが、できるだけ補助事業を有効に使おうというように切りかえましたのと、当時私が入ったとき、職員数104名でしたが、現在では89名となりまして、財政面におきまして、毎年給水収益はいろんな事情がありますが、減少している中で、4年間で起債の残が9億円余り減り、経営改善が一部軌道に乗ったものと確信しております。

まだ道半ばではございますが、水道事業の健全な経営の方向性ができましたのも、職員の協力はもちろんでございますが、ひとえに議員皆様方の厳しい御指摘・御忠告、そして御指導のたまものだと改めて感謝申し上げます。

終わりにになりましたが、議長さんを初め議員皆様方の今後ますますの御健勝と御多幸を祈念して、退任に当たりましてのお礼とごあいさつといたします。長い間、大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（永井 正君） ここで、このたび退任されます宮＝水道局長さんと、3月31日を

もって退職されます職員の皆様方に対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、このたび退職されます職員のうち、部課長の皆様方が議場にいらっしゃいますので、御紹介をさせていただきます。

山 川 浩 平 観光経済部長さん（拍手）
岡 部 光 瑞 福祉保健部長さん（拍手）
杉 田 浩 議会事務局長さん（拍手）
鎌 江 亨 観光経済部参事さん（拍手）
松 岡 真 一 建設部参事さん（拍手）
木 村 善 行 教育参事さん（拍手）
藤 林 力 良 課税課長さん（拍手）
伊 藤 征一郎 保健医療課長さん（拍手）
羽 田 照 実 選挙管理委員会事務局長さん（拍手）
石 川 弦太朗 監査事務局長さん（拍手）
岩 崎 重 信 南部出張所長さん（拍手）
首 藤 則 保 契約検査課参事さん（拍手）
安 部 明 消防署長さん（拍手）
佐 藤 康 雄 消防第1中隊長さん（拍手）

以上14名の部課長の皆様方であります。

今回退任されます宮＝水道局長さん並びに退職されます部課長を初めとする職員の皆様方におかれましては、長年にわたり大変御苦勞さまでございました。豊富な識見を持って本市行政の発展と市勢の進展に尽くされたその御功績は、言葉に言い尽くせないものがあり、感謝申し上げるほかありません。

皆様方は、この3月31日をもって長い市役所生活に一応ピリオドを打たれるわけですが、今後とも本市発展のため折に触れて御指導・御協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

最後に、退職されます皆様方が、これからもなお一層御多幸で御健勝でありますよう、心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉といたします。

ここで、今回退職されます職員の方々を代表して、岡部福祉保健部長さんにごあいさつをお願いいたします。

〔退職者代表あいさつ〕

○福祉保健部長（岡部光瑞君） このたび、3月31日付をもって退職いたします部課長を代表いたしまして、一言お礼のあいさつをさせていただきます。

ただいま、永井議長さんから心温まるお言葉をいただき、大変恐縮いたしております。

思いますと、私たち、30年から40年間の長きにわたりまして、ここ、別府市役所に勤務してきたわけですが、全く感慨無量でございます。私たちは、人生の大部分をここで過ごしたといってもいいのではないかというふうに思っております。「人生は山上山あり、山幾層」という言葉がありますが、私たちの仕事も同じで、山また山の連続でありまして、その山は前方に進むにしたがってますます険しくなってきました。一つの山を越えたと思うと、次の山が今越えた山よりもはるかに高くそびえ立っております、それぞれを一つずつ越えて難題を解決するのが私たちの仕事だと思っております。

難題を解決するに当たり、浜田市長さんを初め議員皆様方の温かい御指導と、苦樂をともにして励まし合ってきましたよき先輩、同僚、そして後輩のおかげだと思っております。この間に賜りました御厚情に対して、心から感謝申し上げます。

これからは、私たちは一人一人それぞれの地域で別府市発展のため、微力ではありますが、

今までの経験を糧にしまして、別府市のために少しでもお役に立てればと思っております。

最後になりましたが、別府市議会の今後ますますの御発展と議員皆様方の御健勝・御活躍を、そして浜田市長のもと、真の国際観光温泉文化都市を目指して別府市のさらなる飛躍・発展を心からお祈りいたしまして、意は尽くせませんが、退任のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

以上で平成18年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成18年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午後2時06分 閉会